

国海查第 368 号の 2  
令和 8 年 1 月 5 日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局検査測度課長  
池田 隆之

揚貨装置制限荷重等指定書の英語証明書の交付について

今般、IMOにおいて令和 5 年 6 月及び令和 6 年 5 月に採択された SOLAS 条約附属書の改正案が令和 8 年 1 月 1 日に発効されることに伴い、我が国において当該改正内容を担保するため、船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和 7 年度国土交通省令第 121 号）において所要の改正が行われました。また、令和 5 年 6 月に MSC. 1-Circ. 1662 「Guidelines For Anchor Handling Winches」 等が採択されたことにより、船上に設置された揚貨装置に対して、5 年毎の荷重試験が求められます。

このため、船舶安全法施行規則第 56 条による「揚貨装置制限荷重等指定書」が交付された船舶であって国際航海に従事する船舶に対して、寄港国による検査（PSC）等に円滑に対応できるよう、船舶所有者から別添交付願いの提出を受けた場合、雑証明として別紙様式に定める英語証明書を願出者あて交付することとしましたので、関係各位への周知方お取り計らいのほどお願い申し上げます。

## (送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 部長		井上 清登
共有船舶建造支援部		
一般財団法人 日本海事協会	会長	菅 勇人
一般社団法人 日本船主協会	理事長	篠原 康弘
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	斎藤 英明
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
日本小型船舶検査機構	理事長	高野 裕文
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
一般社団法人 日本舶用機関整備協会	専務理事	田中 独歩
一般社団法人 日本舶用工業会	専務理事	矢頭 康彦
一般社団法人 大日本水産会	専務理事	高瀬 美和子
一般社団法人 日本外航客船協会	常務理事	伊藤 正幸
一般社団法人 日本旅客船協会	会長	加藤 琢二
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常務理事	畠山 博文
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事務局長	田北 順二
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事	渡田 滋彦
一般財団法人 日本舶用品検定協会	会長	大坪 新一郎
全日本海員組合	組合長	松浦 満晴
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	松井 直也
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本作業船協会	会長	千葉 光太郎
公益社団法人 日本海難防止協会	会長	池田 潤一郎
一般社団法人 海洋水産システム協会	会長	平石 一夫
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	会長	阿部 昭一
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代表者	濱中 誠司
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollied
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎
ビューローベリタスジャパン株式会社 海上保安庁装備技術部船舶課	船級部門長 課長	杉原 義之 高橋 治

(別添)

揚貨装置制限荷重等指定書の英語証明書の交付願い

令和〇年〇月〇日

(管海官庁の長) 殿

申請者の氏名又  
は名称及び住所  
東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号  
船舶借入人 〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇

下記の船舶について、揚貨装置制限荷重等指定書の英語証明書の交付を受けたいので、願  
い出ます。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所	Shipowner 〇〇〇-chome, 〇-ban, 〇-go, 〇〇, Tokyo 〇〇〇 Co., Ltd.		
船名	KOKOU Maru	船舶番号	〇〇〇〇〇〇
船籍港	〇〇〇	国際海事機関 船舶識別番号	〇〇〇
信号符字	〇〇〇		
英訳証書を希望する 揚荷装置の種別並び にその位置及び番号	jib crane/MBC-0000DE/on the full-width superstructure deck		
備考			

**CERTIFICATE OF TEST AND THOROUGH EXAMINATION OF LIFTING  
APPLIANCES**

Certificate No. \_\_\_\_\_

Name of Ship: .....

IMO Number: .....

Call Sign: .....

Port of Registry: .....

Name of Owner: .....

This is to certify that the lifting appliances listed below have been tested and thoroughly examined as required by SOLAS regulation II-1/3-13.

Situation and description of lifting appliance (with distinguishing number or mark, if any) which has been tested and thoroughly examined	Angle to the horizontal or radius at which test load is applied		Test load (tonnes)	Safe working load at angle or radius shown (tonnes)
	Angle (degrees)	Radius (metres)		

This certificate is valid until .....

Completion date of the testing and thorough examination on which this certificate is based:

Issued at .....

.....